

川越ろうきニュース

令和6年 川越労働基準監督署管内の労働災害の状況（1月末時点）

令和6年はわずかに減少傾向がみられますが、埼玉労働局内でさいたま署、春日部署に次いで多く、未だ高水準にあります。

年度末に向け、引き続き災害防止に努めましょう。

業種別死傷者数（休業4日以上＋死亡、カッコ内前年との増減）

全産業	1,031人（-161）	うち死亡6人（+2）	（構成比）
製造業	197人（-29）	うち死亡1人（+1）	19.1%
商業	169人（+21）	うち死亡2人（+2）	16.3%
保健衛生業	162人（-166）	うち死亡0人（±0）	15.7%
陸上貨物運送事業	153人（-15）	うち死亡0人（-1）	14.8%
接客娯楽業	97人（+10）	うち死亡0人（-1）	9.4%
建設業	87人（+1）	うち死亡2人（+1）	8.4%
その他	166人（+17）	うち死亡1人（±0）	16.1%

製造業では食料品製造業、金属製品製造業の割合が高く、化学工業で増加が顕著でした。
保健衛生業では医療保健業で減少が顕著でした。

事故の型別の死傷者数と割合（主なもの）

転倒	265人（25.7%）
動作の反動・無理な動作	198人（19.2%）
墜落・転落	118人（11.4%）
はさまれ・巻き込まれ	91人（8.8%）

以下、激突67人（6.5%）、激突され63人（6.1%）、交通事故（道路）48人（4.7%）…と続きます。

激突されと交通事故は各2件の死亡事故が発生しています。

転倒、墜落・転落の起因物は仮設物、建築物（足場や通路など）が多くを占めています。

年齢別の死傷者数と割合

20歳未満	28人（2.7%）
20歳以上30歳未満	126人（12.2%）
30歳以上40歳未満	116人（11.3%）
40歳以上50歳未満	193人（18.7%）
50歳以上60歳未満	292人（28.3%）
60歳以上70歳未満	189人（18.3%）
70歳以上	87人（8.4%）

一般的に各種身体能力の低下が顕著とされる50代以降の死傷者数が半数を超えているのが目立ちますが、若年層の死傷者数も無視できない水準であり、安全対策は世代横断的なものである必要があります。

令和7年も樹木の伐倒・剪定作業中の災害が発生しています

令和6年に引き続き、令和7年も山林や事業場敷地内での樹木の伐倒や剪定作業中の災害が続発しています。

例) 山林での伐倒作業で、木を倒す方向をコントロールする補助業務に従事。退避する方向を誤り、倒れつつある木に向かって移動してしまい、当該倒木に激突。

例) 事業場敷地内で単独で木の剪定作業中、切った枝が落ちてきて頭部に直撃したか、そのはずみで脚立から墜落したかにより被災、地面に倒れているところを発見された。

労働安全衛生規則には、「伐木作業等における危険の防止」として、伐倒の方法等の選定、かかり木の処理方法、伐倒の合図、危険な領域への立入禁止、保護帽の着用等についての規定が設けられています。（第477条～第485条）

関係法令を遵守した、適切な作業手順を事前に十分検討し、作業者に周知させて作業しましょう。

最低賃金をチェックしましょう！

令和6年10月1日に地域別最低賃金額が時間額1,078円に改定され、約半年が経過しました。

令和6年12月1日に改定された特定（産業別）最低賃金額と合わせて、以下のポイントで支払賃金額の点検を行いましょう。

【問題となる例】

- ・見習いのアルバイトや高齢者は、能率が一人前でないからと最低賃金額未満にしていた。
→ **最低賃金制度は年齢や働き方の違いにかかわらず、原則として全ての労働者に適用されます。**
- ・特定最賃が適用となる業種だが、地域最賃をもとにパートの時給額を設定していた。
→ **同時に適用される場合は、高い方の最低賃金額を支払う必要があります。**
- ・正社員の固定の月給額が、通勤手当を含めないと地域最賃未満になってしまった。
→ **月給制の場合、一年間における一月平均所定労働時間数で除した金額が最低賃金額を下回っていないか点検します。**
(なお、固定給と歩合給で構成される場合、歩合給は総労働時間数で除して得た単価を、固定給部分から算出した単価に合算して点検します)
算定基礎に含めるのは1か月毎に支払われる基本給と諸手当ですが、諸手当には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は含めません。

最低賃金額に基づく点検の方法、特定（産業別）最低賃金額の適用の有無、最低賃金法第7条に基づく最低賃金減額特例許可制度等についてご不明な点は、所轄労働基準監督署又は都道府県労働局賃金担当課室に遠慮なくお問い合わせください。